

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員倫理規程

令和3年4月1日 規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則（令和3年規則第16号。以下「就業規則」という。）第34条第2項の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、職務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 就業規則第2条第1号に規定する職員をいう。
 - (2) 部局 社会健康医学研究科、地域・産官学連携本部及び事務局（法人事務局及び大学事務局）をいう。
 - (3) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取り扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 職員は常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、法律及び公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 4 職員は、法人及び大学の組織運営及び教育研究に支障をもたらす行為、言動を行ってはならない。
- 5 職員は、倫理性の向上を図るため、必要な自己研修に努めるものとする。
- 6 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が法人の信用に影響を与える

ことを常に認識して行動しなければならない。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、新たに職員となった者及び新たに部局の長になった者に対して、職員の倫理性の向上に関する基本的な事項や役割を理解させるため、研修の実施等指導に努めなければならない。

(部局の長の責務)

第5条 職員倫理に係る事項が生じた場合、各部局の長は理事長に報告するとともに、調査を行う。

2 前項の調査により、この規程に違反すると認められる事項が生じた場合は、当該部局長は理事長に文書で申し出ることとする。

(懲戒委員会による審査)

第6条 理事長は、前条第2項による申し出（大学事務局長又は法人事務局長からの申し出を除く。）があったときは、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の懲戒等に関する規則（令和3年規則第11号）第4条に規定する懲戒委員会に審査を指示する。

2 懲戒委員会は、速やかに審査を行い、その結果を理事長に文書で報告するものとする。

(違反行為に対する措置)

第7条 理事長は、第5条第2項による調査報告及び前条による審査報告に基づき、職員に第3条の規定に違反する行為があったと認めた場合においては、人事管理上必要な手続きを講ずるものとする。

(職員倫理細則)

第8条 理事長は、第3条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する細則（以下「職員倫理細則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理細則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止、制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項及び事業者等から贈与等を受けた職員の報告に関する事項が含まれていなければならない。

(職員の倫理を監督する者)

第9条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員の倫理を監督する者（以下「倫理監督者」という。）を置く。

2 倫理監督者は、法人事務局長とする。

3 倫理監督者は、職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。